

水ロスポートの森ネーミングライツパートナー募集要項

1. 目的

ネーミングライツは「命名権」とも呼ばれ、一般的に企業名や商品名、ブランド名等を用いた愛称を施設に付与する権利とされています。本市においては、市が所有する施設等に愛称を命名する権利をネーミングライツとして定義しています。

このネーミングライツを活用して、施設等の維持管理費の安定的な財源確保や、公民連携による地域活性化を目指し、ネーミングライツパートナーを募集します。

2. 募集概要

(1) 対象施設（水ロスポートの森内）

施設名	施設概要	市希望額
野球場 (甲賀市民スタジアム)	グラウンド面積：13,720㎡ 両翼：100m、中堅：122m 内野：黒土混合土、外野：ロングパイル人工芝 フルカラーLED式スコアボード ナイター照明 スタンド：897㎡ 1階：742㎡、更衣室、トイレ、本部室、 記録放送室、医務室、会議室他 2階：751㎡、観覧席イス席966席他 内野席：約800席	300万円
多目的グラウンド	Aコート：10000㎡ ロングパイル人工芝 JFA ロングパイル人工芝公認ピッチ Bコート：10670㎡ ロングパイル人工芝 ナイター照明設備	100万円
陸上競技場	トラック：400mウレタン舗装8レーン フィールド：7700㎡、天然芝 メインスタンド：1362㎡ 1階：更衣室、トイレ、指導室、器具倉庫他 2階：観客席754席、多目的トイレ	150万円

(2) ネーミングライツ料

市希望額は上記のとおり。消費税および地方消費税を含む。

※ネーミングライツ料は、運用開始月から発生するものとし、年度分を一括で支払いするものとする。

(3) 希望契約期間

令和8年4月1日(予定)から契約期間満了日まで

※愛称の使用を開始する時期は、協議により決定します。

※希望契約期間は3年以上10年までとします。

(4) 愛称

愛称は次の条件を満たすものとします。

- ① 市民に親しまれ、かつ、施設等の設置目的にふさわしい愛称としてください。
ただし、甲賀市広告掲載要綱第3条に該当する愛称を使用することはできません。
- ② 商標権のある名称を命名しようとする場合は、権利者からの許諾が得られることを条件とします。

注意事項等

- ① 愛称については、本市とネーミングライツパートナーで協議のうえ決定します。また、愛称は施設の用途がわかる名称とします。(例:〇〇スタジアム、〇〇多目的グラウンド、〇〇陸上競技場等)
- ② ネーミングライツは、あくまでも愛称を付与するもので、市条例に定めている正式名称を変更するものではありません。
- ③ 愛称が定着するまでの期間、正式名称を併記することがあります。
- ④ 利用者の混乱を避けるため、契約期間内においては愛称を変更しないものとします。
ただし、やむをえない理由により愛称を変更する必要がある場合は、本市とネーミングライツパートナーが協議の上、愛称の変更の可否を決定するものとします。

(5) ネーミングライツパートナーの特典

ネーミングライツパートナーの特典は次のとおりとし、その権利は運用期間内とします。

- ・施設内のスペースを企業PRの場として使用できるものとします。ただし、内容については市と協議の上で決定するものとし、ネーミングライツパートナーが設営することとします。
- ・市の広報紙やホームページ等を通じた愛称の普及を行うことができます。
- ・契約期間満了後に継続して契約する意向がある場合は、原則として、他者に優先して市と交渉できる権利を付与するものとします。

(6) 愛称の表示等

- ① 愛称を表示することができるものは、敷地内外に設置する看板や誘導するための標識、印刷物(パンフレット、ポスター、チラシ等)、施設のホームページ等です。
- ② 印刷物については、原則として、新たに発行する物を対象とします。
- ③ 施工の範囲、実施時期および内容については、市および関係機関と協議の上、決定します。
- ④ 屋外で公衆に対して設置する看板等は屋外広告物に該当するため、計画段階で事前に担当課へ協議するものとします。

(7) 愛称の普及および定着

- ① 市は、ネーミングライツパートナーを決定したときは、速やかに、報道機関への資料配布を行うとともに、ホームページ等を通じて発表します。
- ② 市は、愛称の普及および定着を図るため、市の各種広報において愛称を使用すると

もに、施設の管理者、メディア等に対し、愛称の使用を働きかけます。

(8) 愛称の表示に伴う費用負担等

- ① 本市とネーミングライツパートナーの費用負担は次表のとおりとします。ネーミングライツパートナーが負担する費用は、ネーミングライツ料とは別に負担する必要があります。

区分	市	ネーミングライツ パートナー
敷地内の看板等の表示変更		○
敷地外の看板等の表示変更 (道路案内表示含む)		○
契約期間終了後の原状回復		○
新たに発行するパンフレット、封筒等の印刷物やホームページ等の表示変更	○ (印刷物の作成者、ホームページ等の管理者)	

印刷物については残部数や改定時期を踏まえ、変更時期を決定するものとします。

- ② ネーミングライツパートナーが設置、変更等をした看板等は、ネーミングライツパートナーが適切に管理するとともに、損害が生じた場合はネーミングライツパートナーがその費用を負担するものとします。
- ③ その他、定めのないリスクが生じた場合の負担は、本市とネーミングライツパートナーが協議の上、決定するものとします。

(9) 契約の継続

契約期間満了後に契約を継続する場合は、応募時の提出書類に準じた資料の提出を求めます。なお、その際のネーミングライツ料および契約期間は現契約のもの以上とします。

3. 応募資格

施設のネーミングライツパートナーに応募することができる法人等は、ネーミングライツパートナーとしてふさわしい信用と資力を備えた法人その他の団体とします。ただし、以下のいずれかに該当する者および甲賀市広告掲載基準（平成19年12月28日施行）第2条に規定する業種及び事業主は応募することができません。なお、各施設等の性格等に応じて、募集要項に応募できない者を追加する場合があります。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に定める欠格者でないことおよび同条第2項の規定により一般競争入札に参加することを停止されている者
- (2) 役員等（当該事業に参加しようとする者から市との取引上の一切の権限を委託された代理人を含む。以下、「役員等」という。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められる者
- (3) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下、「暴力団」という。）または暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者

- (4) 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしたと認められる者
- (5) 役員等が、暴力団または暴力団員に対して資金等を供給し、便宜を供与するなど直接的または積極的に暴力団の維持運営に協力し、または関与していると認められる者
- (6) 役員等が、暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (7) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象となっている団体およびその構成員である者
- (8) 法令等により許認可が必要な事業であるにも関わらず、その許認可を受けていない者
- (9) 社会的な問題を起こしている又はそのおそれがある者
- (10) 行政機関から行政指導を受け、改善がなされていない者
- (11) 市から入札参加停止等の行政処分を受けている者
- (12) 国税又は地方税を滞納している者
- (13) 政党その他の政治団体
- (14) 宗教団体
- (15) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める者

4. 応募手続

(1) 選定スケジュール（予定）

区分	日程
募集要項の公表	令和 7 年 10 月 8 日(水)
質問の受付	令和 7 年 10 月 8 日(水)～令和 7 年 10 月 23 日(木)
質問の最終回答	令和 7 年 10 月 30 日(木)
申請書類の受付期間	令和 7 年 10 月 8 日(水)～令和 7 年 11 月 7 日(金)
選定委員会による審査・選定	令和 7 年 11 月 18 日(火)
候補者との協議	令和 7 年 11 月 20 日(木)～令和 7 年 12 月 10 日(水)
契約の締結	令和 7 年 12 月中旬
施設表示等の準備、変更	契約締結後～令和 8 年 3 月 31 日(火)
愛称の運用開始	令和 8 年 4 月 1 日(水)

(2) 募集要項の公表方法

甲賀市ホームページにて公表します。

URL: <https://www.city.koka.lg.jp/>

(3) 質問の受付・回答

① 受付期限

令和 7 年 10 月 8 日（水）から 令和 7 年 10 月 23 日（木）17 時まで

② 受付方法

質問書（様式第 6 号）に記入の上、電子メールで甲賀市建設部建設管理課まで送付すること。

③ 回答

市のホームページにおいて令和7年10月30日（木）を最終日として公表する。回答内容については、本要項と同等の効力を有するものとする。

(4) 申請書類の受付

① 募集期間

令和7年10月8日（水）から 令和7年11月7日（金）17時まで

② 受付時間

ア 持参の場合 土曜日、日曜日、祝日を除く日の9時から17時まで

イ 郵送の場合 令和7年11月7日（金）17時必着

(5) 提出書類

ネーミングライツパートナー申込書（様式第1号）
委任状（様式第2号）（代理人が申し込む場合）
応募に係る誓約書（様式第3号）
市民サービスを高めるための提案等（様式第4号）
地域社会への貢献について（様式第5号）
定款又は寄附行為、規約その他これらに類する書類の写し
会社概要および直近の会計年度の事業計画書
直近3か年の決算報告書類
登記事項証明書（商業登記簿謄本）の写し
納税証明書（未納税額のない証明）の写し【国、都道府県、市町村税（同市税が課税されていない団体で市外に主たる事務所又は事業所を有るものにあつては、主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県、市町村税）】（募集要項の配布開始日以降に交付されたもので、直近1年（年度）分）
法人の役員名簿及び組織図又はこれらに相当する書類
その他市長が必要と認める書類

(6) その他

- ① 広告代理店を通じて応募する場合は、委任状（様式第2号）を併せて提出してください。この場合において、本市が広告代理店に対して手数料を支払うものではありません。
- ② 応募および契約締結に必要な費用は、全て応募者の負担とします。
- ③ 提出書類等は、関係機関等に意見を聞く目的で使用することがあります。また、提出書類等は、返却いたしません。

5. ネーミングライツパートナーの選定方法等

(1) 候補者の選定

市が設置するネーミングライツパートナー選定委員会において、応募資格、愛称案、提案額、契約期間、提案内容、信頼性および地域社会への貢献度を総合的に審査し、候補者およびその順位を決定します。

なお、著しく提案金額が低い場合や応募者が1者であっても、選定委員会においてネーミングライツパートナーとしてふさわしくないと審査された場合、候補者として選定しないことがあります。

(2) 選定結果の通知

選定委員会における選定の結果は、応募者全員に文書で通知します。

(3) 候補者との協議

選定した候補者と契約内容について協議を行います。協議は、先順位の候補者から順次行い、当該候補者と合意の可能性がないと市が判断した場合は、当該候補者との協議を打ち切り、次順位の候補者と契約内容について協議を行うものとします。

(4) ネーミングライツパートナーの決定および契約

市は、候補者と契約内容について協議を行い、合意に至った場合は、当該候補者をネーミングライツパートナーに決定し、契約を締結します。

6. その他留意事項

(1) 市は、決定したネーミングライツパートナーの名称および所在地、決定した愛称、ネーミングライツ料等を公表します。

(2) ネーミングライツ料の納入時期その他契約の詳細については、協議の上、決定します。

(3) ネーミングライツパートナーの決定後に、ネーミングライツパートナーが「3. 応募資格」に定める欠格者となったとき、または社会的信用を著しく損なうなどネーミングライツパートナーとしてふさわしくないと認められることとなったときは、市は、ネーミングライツパートナーの決定の取消しまたは契約の解除をすることができるものとします。

(4) 本施設は指定管理者制度を導入しており、ネーミングライツの導入に関して管理運営受託団体から意見や要望等を聴取したうえ、導入の可否を決定します。

(5) ネーミングライツが導入された場合においては、ネーミングライツパートナー、管理運営受託団体及び市の3者は、ネーミングライツ導入の目的を達成するために、相互に協力し良好な関係を保持するよう努めることとします。

7. 申請書類の提出先および問合せ先

〒528-8502 甲賀市6053番地

甲賀市 建設部建設管理課（甲賀市役所2階）

担当：公園緑地係 宮原

電話 0748-69-2208 FAX 0748-63-4601

E-mail : koka10403000@city.koka.lg.jp